

(別紙)

「北海道・北東北の縄文遺跡群」にかかる決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を、評価基準(iii)及び(v)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
iii	本資産は、先史時代における農耕を伴わない定住社会及び複雑な精神文化を示している。
v	本資産は、定住社会の発展段階や様々な環境変化への適応を示している。

(2) 追加的勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
 - a) 現状で民間所有となっている土地について、公有化を進めること
 - b) 不適切な構造物について、撤去又は影響の軽減を図ること
 - c) 考古学的記録及び出土遺物に関する情報を拡充すること（発掘記録、遺物の目録化、調査報告書など）
 - d) 『作業指針』パラグラフ 40 及び 117*に示す開かれた遺産管理の精神に基づいて、資産の保存・管理にまだ関わっていない関係者の参画を促すこと
 - e) いずれの構成資産についても、資産範囲、緩衝地帯の範囲、(特別)史跡の指定範囲、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を示した地図を提供すること

*『世界遺産条約履行のための作業指針』（文化庁仮訳）

パラ 40 世界遺産資産の保全管理に利害関係を有する又は従事する個人その他の関係者、特に地域のコミュニティ、現地の人々、政府機関、非政府機関、民間組織、所有者は、世界遺産の保護及び保全のパートナーとなり得る。

パラ 117 締約国には、世界遺産資産のための効果的な管理活動を効果的に実施する責任がある。締約国は、資産の管理者、管理権限を持つ機関その他のパートナー、及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。